

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年10月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年8月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人アーキペラゴ

三井 文博

高松市兵庫町3番地10

3 定款に記載された目的

この法人は、瀬戸内海地域と四国エリアの個性や地域ならではの種を磨くこと、および、そこに関わる人びとの心根と気づきの絆や連鎖を創出・拡大することにより、次世代へと引き継ぐ創造的な文化芸術、産業、教育等の事業を育み、地域の活性化と社会の発展に貢献することを目的とする。